

Q. パートナーシップ制度と婚姻制度の違いはなんですか？

婚姻は法律に基づくもので、相続等財産上の権利や税金の控除、親族の扶養義務等さまざまな権利・義務が発生します。

一方、パートナーシップ制度は、市の要綱に基づいて実施するため法的な効力はなく、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q. 宣誓することによるメリットはなんですか？

これまでに受けられなかった行政や民間のサービスを受けられる可能性が広がることや、市からの受領証交付により安心感が生まれること、パートナー、家族としての社会的配慮を受けやすくなること、お子さんと親ごさんとの関係性を説明しやすくなることなどが挙げられます。

Q. 対象は同性パートナーだけですか？

要件を満たしていれば、同性カップルに限らず、事実婚、トランスジェンダーの方々など、異性間のカップルであっても宣誓できます。

Q. 宣誓書受領証、受領証カードは公的な本人確認書類として使用できますか？

使用できません。宣誓書受領証及び受領証カードはお2人がパートナー関係であることや、お子さん、親ごさんと家族関係にあることを市に対して宣誓したことを受け、市が宣誓書を受領した事実を照明するものとして交付するものです。

また、受領証等には顔写真や住所の記載はありません。

※ 詳しくは、市ホームページまたは「宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ制度ガイドブック」をご覧ください。



ふらっと

宮古市男女共同参画通信

生理用品を無料配布しています

宮古市では、経済的な理由等により女性用品の購入が困難な方を支援するため、生理用品を無料で配布しています。

対象者 経済的な理由などにより、生理用品の購入が困難な女性

配布場所 市民生活部生活課窓口
(市役所本庁舎1階)

受付時間 8時30分～17時15分
(土・日・祝日を除く)

配布方法
生活課窓口、交流センター女性トイレに、配布カードを設置していますので、ご提示ください。



女性・一般相談

～ひとりで悩まず、ご相談ください～

女性だから、男性だからということで、生きづらさを感じていませんか？

性別や社会の概念にとらわれない
あなたらしい生き方を支援します。

月～金 9:00～17:00
※祝日・年末年始を除く

相談方法 電話 または 面接 (要予約)

相談料金 無料

相談専用電話 0193-64-5066
※通信料は相談者さま負担となります。

秘密は厳守します。匿名でも相談いただけます。

発行：2023年9月
編集：宮古市市民生活部生活課 男女参画・協働推進係
所在地：〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号
TEL：0193-68-9080 FAX：0193-63-9110
MAIL：sekatsu@city.miyako.iwate.jp



性別にかかわらず
個人として尊重される社会へ

映像による意識醸成フォーラム

ジェンダー平等について理解を深める『映像による意識醸成フォーラム』を開催しました。

期日：7月7日(金) 13:30～18:30～

午後の部：『マダム・イン・ニューヨーク』

夜の部：『リトル・ガール』

シネマトーク：菅井 ゆきえさん (シネマ・ナビゲーター)

▶「マダム・イン・ニューヨーク」

置かれた不利な状況を変えていこうとする主人公の姿から、女性の尊厳や多様性の尊重、エンパワーメントの大切さを学びました。



【参加者の声】

- 女性の社会的自立について、深く考えさせられた。
- 自分の生活を変えたいとき、自ら動き出すことの大切さを再認識させられた。
- 「対等な家族」ということがとても大切だと強く感じました。



▶「リトル・ガール」

幼いトランスジェンダー当事者とその家族が学校や社会の壁に立ち向かう姿から、ありのままを受け入れることや周囲の理解がどれだけ大切か改めて知る機会となりました。

【参加者の声】

- 性的マイノリティの理解を深めることができました。映画の力を感しました。とても良かったです。
- 自分だったら、子どもだったら、こんなに周りと闘えるだろうか？と考えさせられました。一人ひとりの個性を認め合える世の中になってほしいと本当に思いました。
- ありのままに生きることの大切さ、それを受け入れる意識、寄り添い方がとても大事と思いました。菅井さんのお話で映画の内容をより理解できました。
- 身体的と心の性の相違と生き方に悩む家族の向き合い方をまざまざと知らされた映画でした。さまざまな生き方に理解を示すように心がけたいと思います。

今後の予定

家庭に潜む暴力、逃れにくい関係性

～人生の選択で、一番大切なこと～

日時：11月10日(金) 10:00～12:00

講師：渡部 容子さん

(弁護士法人 幹 盛岡さくら法律事務所 弁護士)

DV講座

パープル&オレンジリボンプロジェクト

女性に対する暴力根絶と児童虐待防止の啓発活動

期日：11月1日(水)～30日(木)



宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ制度がスタートしました

宮古市では、市民一人ひとりの人権が守られ、あらゆる立場の人々が個人として尊重され、多様性を認め合う社会の実現を目指し、宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を開始しました。

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し、支え合うことを約束したお二人が、パートナーシップにあることを宣誓する制度です。

また、お二人にお子さんや親ごさんがいらっしゃる場合には、あわせてファミリーシップも宣誓できます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続や税金の控除など）を生じさせるものではありませんが、誰もが人生のパートナーや大切な人達とともに家族として暮らすことができよう、応援するものです。

パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面・生活面または精神面等相互に責任を持ち、継続的に協力し合いながら生活することを約束した2者の関係をいいます。

ファミリーシップ

パートナーシップの関係にあるお二人またはどちらかのお子さん（養子を含む）や親ごさん（養親を含む）との家族としての関係をいいます。

宣誓要件

- 成年（18歳）に達していること
- 少なくとも一方が市内に住所を有していること
または、宣誓後3か月以内に市内へ転入予定であること
- 双方に配偶者がなく、宣誓しようとする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと
- 近親者（直系血族、3親等内の傍系血族及び直系姻族）でないこと（養子縁組によって近親者となった場合を除く）
- ファミリーシップの宣誓にあっては、お子さん（15歳以上）および親ごさんの同意が得られていること

宣誓の予約・問い合わせ先

宮古市民生活部 生活課 男女参画・協働推進係

TEL：0193-68-9080 FAX：0193-63-9110

MAIL：sekatsu@city.miyako.iwate.jp

制度の詳細は、市ホームページをご覧ください

URL：https://www.city.miyako.iwate.jp/seikatu/partnership_familyship_01_03.html



手続きの流れ

1 宣誓日の事前予約



宣誓を希望する日を、電話またはメールにてご予約ください。



2 必要書類の提出

宣誓日の10日前までに、下記書類を郵送又はご持参ください。

- ① 宣誓届
- ② 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ③ 戸籍一部事項証明書
- ④ お二人とも市外在住の場合は、転入予定であることが確認できる書類
- ⑤ 通称名の使用を希望する方は、日常的に通称名を使用していることが分かるもの

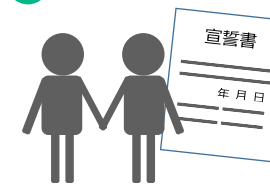


ファミリーシップの宣誓を希望する場合は

- ① 戸籍一部事項証明書は、対象となるお子さん・親ごさんを含めたものをご準備ください
- ② 対象のお子さん・親ごさんから、自署による同意書をいただいでください



3 宣誓日



予約した日時にお二人そろってお越しください。

本人確認書類（運転免許証など）による本人確認をします。

宣誓書に署名していただきます。



4 宣誓書受領証の交付

双方または一方が宮古市在住の場合

宣誓書類を確認後、「宣誓書受領証」及び「宣誓書受領証カード」を交付します。

双方が市外在住(転入予定)の場合

- ① 「転入予定受付票」を交付します。
- ② 転入後、①の「転入予定受付票」と「転入完了申出書」、「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」を提出してください。
- ③ 本人確認書類による本人確認のあと「宣誓書受領証」及び「宣誓書受領証カード」を交付します。

